

○古賀市補助金交付規則

昭和46年2月25日

規則第2号

改正 平成9年9月29日規則第73号

平成10年7月27日規則第17号

平成12年3月31日規則第21号

平成23年2月1日規則第1号

平成25年3月5日規則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金（公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

（改正（平9規則第73号））

(通則)

第3条 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない。

（改正（平9規則第73号））

第2章 補助金の交付の申請及び決定

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の申請をすることがで

きない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号において同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（全改（平23規則第1号））

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があった時は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

（改正（平9規則第73号））

（補助金の交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益を生ずると認められる

場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべき旨の条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(改正(平9規則第73号))

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第2号により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(改正(平9規則第73号))

(事情変更による決定の取消等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(繰上げ (平12規則第21号))

第3章 補助事業の遂行等

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、いやしくも補助金を他の用途へ使用（利子補給金については、その交付の目的となっている利子の軽減をしないことにより、補助金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを含む。）してはならない。

(繰上げ (平12規則第21号))

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(繰上げ (平12規則第21号))

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行に関する報告を徴することができる。

(繰上げ (平12規則第21号))

(補助事業の遂行命令等)

第12条 市長は、補助事業者が提出する報告書により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(繰上げ (平12規則第21号))

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（原則として登記できるものは登記後とし、また補助対象事業が継続して行われている場合は、各年度の第4四半期とする。）又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、様式第3号により補助事業の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(改正、繰上げ（平12規則第21号）)

(補助金の額の決定等)

第14条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを様式第4号により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号により当該補助事業者に通知しなければならない。

(改正、繰上げ（平12規則第21号）)

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(改正、繰上げ（平12規則第21号）)

(補助金の交付の時期)

第16条 補助金は、第14条の規定により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合には、各年度末）に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上その事業の終了前（補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中）に交付することが適當と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(改正、繰上げ（平12規則第21号）)

第4章 補助金の返還等

(決定の取消)

第17条 市長は、補助事業者がこの規則及び法令の規定又はそれらに基づく市長の处分若しくは命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(改正(平23規則第1号))

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(繰上げ(平12規則第21号))

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて当該補助金の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定の適用については、当該補助金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、古賀市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和41年条例第23号)第3条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(改正(平25規則第2号))

(他の補助金の一時停止等)

第20条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき補助金があるときは相当の限度においてその交付金を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(繰上げ (平12規則第21号))

第5章 雜則

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物

(繰上げ (平12規則第21号))

第22条 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(繰上げ (平12規則第21号))

(立入検査等)

第23条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(繰上げ (平12規則第21号))

(不当干渉等の防止)

第24条 補助金の交付に関する事務その他補助金に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該業務を不当に遅延させ、又は補助金の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対して干渉してはならない。

(繰上げ (平12規則第21号))

(雑則)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(繰上げ (平12規則第21号))

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度予算で執行する補助金から適用する。

2 この規則の施行前になされた補助金に関する申請及び決定等の行為は、これらの行為に相当する行為については、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成9年9月29日規則第73号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月27日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第21号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月1日規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月5日規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)古賀市長

団体名				
申請者 (団体の場合は 代表者)	(ふりがな) 氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日	年	月	日
申請手続者	氏 名			
	電 話 番 号			

年度の事業について補助金の交付を受けたいので、古賀市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	
2 交付を受けようとする補助金の額	
3 申請者(団体)の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	

様式第2号(第7条関係)

事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

吉賀市長

印

年 月 日付をもって申請のあった
て、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他吉賀市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号(第13条関係)

事業実績報告書

年 月 日

吉野市長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

⑩

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました
事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業経費収支計算書
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - 補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
 - 補助金の精算額

様式第4号(第14条関係)

年度 事業実績調査確認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

⑩

年 月 日付 年度 事業実績報告書について調査
の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

様式第5号(第14条関係)

事業補助金確定通知書

第 年 月 日

様

青賀市長



年 月 日付の 事業実績報告書により 年度
事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件
 - (1) 古賀市補助金交付規則の規定を遵守すること。

様式第1号（第4条関係）

（全改（平23規則第1号））

様式第2号（第7条関係）

（改正（平12規則第21号））

様式第3号（第13条関係）

（改正、繰上げ（平12規則第21号））

様式第4号（第14条関係）

（改正、繰上げ（平12規則第21号））

様式第5号（第14条関係）

（改正、繰上げ（平12規則第21号））